

令和3年度第1回埼玉県自立支援協議会議事録

1 会議の日時及び場所

- (1) 日時 令和3年9月16日(木) 午前10時開会、正午閉会
- (2) 場所 Zoomによるリモート開催(来場者は福祉部会議室)

2 出席者

(1) 委員

岩崎 香、丸木 雄一、上田 月子、古澤 潔、菊池 波江、佐藤 美樹子、
宮野 郁子、大野 操、白石 孝之、児玉 洋子、小林 哲踐、
小金淵 美保子(梅田耕委員の代理)、大山 和俊
(欠席委員: 亀岡 香緒里)

(2) 事務局

障害者支援課

黛 昭則、飯塚 健人、龍前航一郎、川村 淳一、松尾 徹也、小林 健太

障害者福祉推進課

関根 雄一、木村 牧子

3 会長及び副会長の選出

委員の互選により、会長に岩崎委員、副会長に丸木委員が選出され就任した。

4 議事

- (1) 自立支援協議会に設置している部会について
- (2) 障害者虐待防止・権利擁護部会員の就任について
- (3) 障害者地域支援体制整備事業(アドバイザー派遣)について
- (4) 障害者ピアサポート研修事業について
- (5) 医療的ケア児支援センターについて
- (6) 重度障害者多数雇用事業所について

【岩崎会長】

本日用意されている議題は6つあります。

最初に「(1) 自立支援協議会に設置している部会について」です。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（障害者支援課）】

議事（1）について事務局から説明。

【岩崎会長】

説明ありがとうございました。では皆さんから御質問、御意見等いかがでしょうか。

【宮野委員】

この部会は2つあると理解したのですが、これはいつどのような形で、何回ぐらい行われるのでしょうか。

【岩崎会長】

では事務局からお願いします。

【事務局（障害者支援課）】

これは両方とも年2回開催予定になっています。自立支援協議会第1回が本日開催されましたので、これ以降、順次開催していくという形になっています。

【岩崎会長】

よろしいでしょうか。

はい、ほかにはいかがでしょうか。御意見、御質問等ありませんでしょうか。
はい、どうぞ。

【小金淵氏（梅田委員代理）】

埼玉県相談支援専門員協会の小金淵と申します。よろしく申し上げます。

今日以降、部会はそれぞれ年2回開催予定ということでお話いただき、よくわかりました。人材育成部会についてです。昨年度開催がなかったと聞いています。

今、前年度までの自立支援協議会でも相談支援体制の整備、相談員の数、質の課題が言われております。また法定研修の開催について、今までは委託事業所のみでやっていましたが、指定事業者制も今後始まると聞いています。そういう中で、今後も質と数をきちんと整備していくために、人材育成部会はでき

れば早めに開催していただき、県としては人材育成の体制整備について、ここに参加していただいている皆様、部会委員の皆様と県と、こちらの協会の話合いの中で体制づくりを早急にできればと、協会としては思っています。

【岩崎会長】

はい、ありがとうございます。この件について、事務局のほうからコメント等いかがでしょうか。

【事務局（障害者支援課）】

はい。まったくおっしゃるとおりです。

実は昨年度、両方の部会とも新型コロナの影響で会議を開くことが難しく、開催できませんでした。小金渕さんのおっしゃるとおり指定事業者制も始まっていますので、今年度についてはそうしたものも含めて、きちんと開催して検討を進めていきたいと思えます。ぜひ御協力よろしく願いいたします。

【岩崎会長】

はい、今回もZ o o mで開催ということで、事務局の方にもお願いいただきましたが、部会もこのようなオンラインでの開催ということも含めて、視野に入れていらっしゃるということでしょうか。

【事務局（障害者支援課）】

はい。人材育成部会もぜひZ o o mで開催したいと考えています。

【岩崎会長】

はい、ありがとうございます。なかなか直接顔をあわせるのが難しい状況なので、議論を進めていくうえで、このような開催が逆に難しいと思われる方もいらっしゃると思いますが、いろいろな配慮を重ねながら、ご議論が深まるようにということで、よろしく願います。

ほかに何か皆さんからありますでしょうか。

本会が開かれたときに部会の動きも、御報告いただけるということですよ。

【事務局（障害者支援課）】

はい、そうです。部会検討の内容については、この協議会へ報告させていただく予定です。

【岩崎会長】

はい、ありがとうございます。

ではこちらはよろしいでしょうか。何かありましたら、また最後伺うということで、次の議事へ進みます。

では「(2) 障害者虐待防止・権利擁護部会員の就任について」。事務局より説明よろしく願いいたします。

【事務局（障害者支援課）】

議事（2）について事務局から説明。

【事務局（障害者支援課）】

本日御欠席の亀岡委員からこの議題2について御意見をいただいていますので、読み上げます。

亀岡委員からの意見です。「発達障害のある人の問題行動への対応がわからず、虐待してしまう事例が多くあります。障害特性の学びをもとにその人を理解できれば、適切な対応がわかります。そのことを含めての虐待防止対策をお願いします。」

事務局としては、「承りました」と回答したいと考えています。

【岩崎会長】

ありがとうございます。先ほど他の部会についても質問がありました。こちらの部会も開催の予定はどうなっていますか。

【事務局（障害者支援課）】

こちらは重大な虐待が起きたときに随時開催する他、定例的に年2回程度行う予定になっています。

【岩崎会長】

はい、ありがとうございます。定例的に開催されることがないと、先ほどの亀岡委員がおっしゃっていることがなかなか進まないの、心配になりお聞きしました。ありがとうございました。

それではいかがでしょうか。ほかの皆さんから御質問、御意見等いかがでしょうか。

協議会を代表して上田委員が御参加いただけるということです。何か、今の件の、障害者への虐待ということで、何か教えていただけること、御意見があればいただければと思います。いかがでしょうか。

【上田委員】

埼玉弁護士会からまいりました、上田です。正直申し上げまして、私に関わ

っているのは、少年事件などです。事件を起こす少年は、たいてい何かしら発達障害を持ちがちであることぐらいなのですが、事件を通して理解しています。あまり事件として重篤な虐待事例を扱ったことはありません。なので、一緒に学ばせていただきたいと思います。

【岩崎会長】

ありがとうございます。あまりそういった大きな虐待事件が起こらないことが、もちろん一番良いのではないかとも思います。

他の委員の皆様から何か。

【丸木副会長】

よろしいでしょうか。丸木です。

高齢者の虐待もずいぶん言われていますが、障害者についても、先ほど亀岡委員からのコメントもありました。

逆に共依存といって、親のほう障害者に対しての依存が強くなり、虐待が起こることがあることも念頭に入れ、それを含め今後対応していく必要があると思います。

一生懸命みればみるほど、虐待事例が起きるということもあります。それらも念頭に入れて、部会を開いていただければありがたいと思います。

【岩崎会長】

はい、ありがとうございます。その他、皆さんから御意見、御質問等いかがでしょうか。

白石委員から、研修などされている立場からひと言いかがでしょうか。

【白石委員】

ありがとうございます。虐待関係についてですね。

埼玉県虐待防止・権利擁護研修の立ち上げから関わらせていただいています。昨年度、おそらく本年度もそうだと思いますが、対面での研修も難しいと伺っているところです。

虐待防止研修について、一定程度のキャリアを積んだ後に「慣れ」からくる支援者側の勘違いも含めた虐待も非常に多くあるのではないかと、研修を通じて感じているところでした。これは埼玉県が実施する研修の中でも、非常に重要な位置づけにある研修になってくると思います。もちろん研修だけではなく、その他いろいろな取り組みも必要になってくると思います。

特に私の立場からすると、事業者の中で少なくとも重大な虐待をなくしていくことが、非常に大きな使命だと思っております。必要があれば、お力になり

たいと思います。部会の皆さん、ぜひ良い活動をしていただければと思います。

【岩崎会長】

ありがとうございます。研修と部会の連携もうまく運んでいくといいなと思います。

皆さん、ほかの方は御意見いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【宮野委員】

こういう部会は、傍聴はできるものでしょうか。

【岩崎会長】

事務局、いかがでしょうか。

【事務局（障害者支援課）】

はい、傍聴は可能となっています。もしよろしければ、会議開催のときにお知らせしたいと思います。

【宮野委員】

わかりました。ありがとうございます。

【岩崎会長】

ありがとうございます。ということは、部会が開催されることについて、スケジュールが決まれば、一応委員の皆様にもメール等で周知して下さることになりますか。

【事務局（障害者支援課）】

そうですね、はい。

【岩崎会長】

そうですか。事務局には大変お手数かけますが、どうぞよろしくお願い致します。

【事務局（障害者支援課）】

ただ、すみません。定例的な検討の場合は傍聴可能なのですが、重大な虐待事例の検証の際には、個人情報との関係があるので傍聴できない場合もあります。そのあたり御了解いただければと思います。

【岩崎会長】

はい、そうですね。それもまた、オンラインでもなかなかセキュリティ面が整っていないと、という議論になるかもしれませんね。はい、わかりました。定例的なものについては、部会活動について事務局からメール等で周知していただけるとのことで、よろしく申し上げます。

ほかにございませんか。よろしいですか。

では次、「(3) 障害者地域支援体制整備事業(アドバイザー派遣)について」。この説明をよろしく申し上げます。

【事務局(障害者支援課)】

議事(3)について事務局から説明。

【岩崎会長】

説明ありがとうございました。それでは皆様から御意見、御質問いかがでしょうか。

【大山委員】

よろしいでしょうか。公募委員の大山です。よろしく申し上げます。

最初の資料について。基幹相談支援センターを充実させることは非常によろしいのですが、現状は48市町村から目標は全市町村になっています。全市町村というのは63市町村ぐらいだったと思います。この目標を設定するからには、いつまでに達成するかということが目標管理上必要だと思います。この辺の時期について、もし明確になっていましたら、お願いしたいと思います。

2つめ。基幹相談支援センターも7割ぐらいでしょうか、進んでいるのは。あるいは8割ぐらいかもしれません。このネックになっているのは何かということですね。組織を増やすには、やはり市町村にそれぞれヒト、お金が必要だと思います。それがネックになっているのでしょうか。それに対して県として助言だけではなく、そのような支援も可能かどうか、これらについて伺いたいです。

それからこのままの状況ですと、現状で少ないところが26市町村で、半分以下というところもありますね。全市町村に設置という目標だけではなく、共同設置でもいいのではないかとこの考え方もあると思います。

以上、3点、お伺いしたいと思います。

【岩崎会長】

では事務局よろしく申し上げます。

【事務局（障害者支援課）】

すみません、時期については説明が漏れておりました。今、第6期障害者支援計画の計画期間中で、今年度から3年間、令和3年度から令和5年度までです。この期間中に全市町村に設置するという事です。5つの機関とも同じです。

そしてネックになっていることは、地域によって異なってきます。例えば社会資源が不足している所、管内にそうしたものが全く無いということもあつたりします。

県としては「共同設置してください」と勧めるのですが、なかなか市町村ごとの協力で話が進まない場合には、このアドバイザーさんを活用して話を進めてもらおう。そのようなことも考えています。ですので、それぞれの地域のニーズや課題に応じて、さまざまにアドバイスをしていくと考えています。

最後3番目の共同設置について。これは始めから想定されています。現に基幹相談支援センターや地域生活支援拠点は共同設置されている市町村が結構多いです。共同設置が進む場合は、もちろんそちらも考えている状況です。

【岩崎会長】

ありがとうございます。よろしいですか。

【大山委員】

そうですね、共同設置でもやむを得ないということですが、あくまで全市町村が理想だということですね。わかりました。

【岩崎会長】

はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【丸木副会長】

よろしいでしょうか。

今の質問に絡むのですが、認知症施策などで認知症の初期支援集中チームをいつまでに作れとお尻が決まっていて、「それができない市町村に関しては、できない理由を議会へ提出しなさい」という義務があります。そうすると、市町村は必死になってやるのですよね。

なので、ぜひとも3年後にできなかった場合には、なぜできないのかを、その市町村の議会に報告する義務を課すと、結構うまく動くと思います。また広域連合で認知症施策をやっている所はたくさんあります。せっかくこのようなことを決めて、ない所は大変不自由になりますので、ぜひともそれぐらいのタガをはめる必要はあると思います。

【岩崎会長】

ありがとうございます。丸木先生の御意見は、実現の可能性はどうなりますか。

【事務局（障害者支援課）】

義務を課すのは条例か何かになるのかと思いますので、ちょっと難しいかなと。ただそれで認知症の関係でうまくいったという話もありますので、参考にさせていただければと思います。

【岩崎会長】

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

【児玉委員】

私は上尾、桶川、伊奈の基幹相談支援センターに配置されていて、それまでは相談支援事業所で働いていました。

今、相談支援体制の構築、整備など、図の中ではよくわかるのですが、地域にいと、相談支援の大事さが、地域の中で共有することが非常に難しいと実感としてあります。特に経営がとても大変なのです。1人の人件費を相談支援事業所、法人が持ち出しになるという状況もあります。

できれば、まずは行政がそこにきちんとお金をつけて、相談はとても大事なのだというとならえ方を。基幹も訴えていくし、県もそこはやっていただきたいと思います。精神の相談がここ2～3年で非常に伸びています。そこに追いつくために、質の向上も図っていかなければいけないととても感じています。そのためには人員をきちんと増やしていくことを、県としても市と一緒に考えていってほしいと思います。

【岩崎会長】

ありがとうございます。こちらの御意見について、事務局、県のほうでいかがでしょうか。

【事務局（障害者支援課）】

確かに、そうした体制面の話は重要だと思います。一般の相談支援事業所が人員体制について、報酬を上げていかなければ難しいということで、県では国に対してそのような相談支援事業所の報酬体系を見直すようにと、要望を上げています。

また基幹相談支援センターについては、市町村からの委託など形態は様々で

すが、地域生活支援事業の補助金で市町村を支援していくようにしています。引き続き支援を続けたいと思っています。

【岩崎会長】

ありがとうございます。なかなかうまくいかない部分があるというのは、私も自分が相談支援専門員としても働いているので、実感するところです。

このアドバイザー派遣する側の事業者さんが相談支援専門員協会さんだと伺いました。今日出席されている小金淵さんから、何かお話いただけることはありますか。

【小金淵氏（梅田委員代理）】

埼玉県相談支援専門員協会の小金淵です。

アドバイザー派遣については、この事業を受託した当初は派遣型ということ、希望がある自治体、声があがった所へ伺うことから始まっておりました。でも自治体から依頼が定期的にある所と、なかなかアドバイザー事業の活用が難しいような地域もありましたので、平成27年から配置型と派遣型の2本立てやっています。

配置型は、直近は県内4グループに分けて、エリアごとで配置するという形です。派遣との違いは、4ブロックの基幹、その前は委託の相談事業者と行政が年間、定期的集まり、会議を開き、そのときどきで必要なテーマ、地域状況に合わせた意見交換をして、地域ごとの情報共有、質を上げていくようなきっかけ、取組みづくりをしています。そうした中からアドバイザー事業の派遣を知り、うまく活用いただき、基幹相談支援センターの設置に結びついたり、地域生活支援拠点を作っていくところ、アドバイザーについては後方支援なので、お手伝いさせていただいたという実績はあります。

直近では、基幹相談支援センターが立ち上がってきて、その役割や、何を主に地域で担うのか、という部分で地域差もあります。新しく始まったセンター事業ですので、立ち上がったはいいが、何を取り組んでいけばいいかと迷われるセンターさん、地域もあります。基幹相談支援センターの連絡会をブロックの中で開催するという動きも、直近では行っております。

【岩崎会長】

詳細な説明ありがとうございました。ほかには、何か皆さんのほうで、御意見、御質問はよろしいでしょうか。

【白石委員】

埼玉県発達障害者福祉協会の白石と申します。この件については、本当に申

上げたいことがたくさんあります。

一つはアドバイザー派遣事業に非常に期待しているということです。記憶が違っていたらすみません、確か基幹についても、拠点についても、5期計画中についての整備だと示されていたものが、いつのまにか6期計画中となりました。こうした仕組みを作っていくうえで必要なのは、形だけ整える、基幹が設置できればいいということではありません。あくまで設置は手段であって、目的はその先にあります。形だけ整えるのは簡単というか、できなくはないと思いますが、実際にそれを地域の中でどう運用していくことがむしろ大事だと思っています。

そのプロセスの中でどうしても重要になるのがマンパワーです。それも単なる人材というよりは、物事を動かしていく、進めていくような力のある人材が求められてくると思います。残念ながら当然地域が小さくなればなるほど、そのマンパワーが確実に少なくなっていくと思います。特に町村部、人口に応じてということになってくると思います。

ですので、このアドバイザー派遣事業は有効な手段だと思うのです。ぜひこれがしっかりと機能する仕組みになるようなアドバイスをさせていただきたいなと思います。と同時に、やはり重要なのは物事を動かしていく人材を育てていく、地域の中で育てていく仕組みづくりも含め、アドバイスになるのでしょうか、あるいは啓発にもなると思います。それも含めた取組みも非常に重要になっていくのではと思います。

先ほど児玉さんから御意見がありましたが、私も同じ地域と一緒に基幹センター、拠点を立ち上げてきた側の人間です。基幹ができるまで3年でしたでしょうか。それも毎月毎月顔を合わせて、そこに行政の方、それも課長クラスの方を呼びました。録音されているので言いづらいですが、毎月毎月、夜も含めて本当にたくさんのお話をした中で、官民一体となって作りあげてきた経緯もあります。それでも課題が多いのが実態です。

やはり設置主体である市町村がかなりの熱感をもって作ってくれないと、これは機能する仕組みにはならないと思います。まだまだ設置状況が少ないと伺っています。そういった啓発活動、人材育成という部分も含め、このアドバイザー派遣事業がしっかりと機能する形になっていただけるといいなと思います。

もちろん相談支援専門員協会に委託されているということなので、協会の方々が中心に行かれると思います。実際に埼玉県内だけ見ても、非常に熱心、有意義な活動されている基幹センター、拠点の取組みをやっている地域があると思います。場合によってはそういう所と一緒に行ってもらう、生の実践事例と一緒に話してもらうなど、手段を選ばずといいますか、小さな地域が活性化するような取組みをしていただけるといいなと思います。

市町村の裁量が増えれば増えるほど、地域差はどうしても出てきてしまいま

す。そこを埋める、つなぐのが県、広域行政の役割だと思しますので、非常に大きな期待をしているところです。

【岩崎会長】

ありがとうございます。この件について、事務局から具体的なコメントはありますか。

【事務局（障害者支援課）】

はい、白石委員のおっしゃるとおり、やはり人材を育てていくのは非常に重要だと思います。その点についてしっかりやっていきたいと思えます。

先ほどの説明で、新規立ち上げのことばかり説明しましたが、実はこのアドバイザー事業は、すでに設置済み、整備済みの市町村がアドバイザー派遣を求めても全然構わないのです。なぜなら、今設置されている基幹相談支援センターのレベルアップのためにアドバイザーを呼んで助言をもらうということも、事業の対象に含めております。

白石委員がおっしゃるとおり「作っただけであとは」とならないように、ぜひ設置後の運営についてもレベルアップが図れるように、市町村がこの事業を活用していただけるよう、こちらとしてもがんばっていききたいと思えます。

【岩崎会長】

はい、ありがとうございます。おっしゃるとおり県全体での福祉サービスの質の向上というのを、ぜひお願いしたいと思えます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では次の議題「(4) 障害者ピアサポート研修事業について」で説明をお願いします。

【事務局（障害者支援課）】

議事(4)について事務局から説明。

【事務局（障害者支援課）】

本日欠席委員の亀岡委員から、このピアサポートについて質問がありますので、読み上げさせていただきます。

まず、「目的のところで『克服、リカバリー体験』という言葉がありますが、障害は克服するものではなく、自分の特性を理解してうまく付き合っていくものだと思いますが、皆様はどのように思われますか。」

次です。「ピアサポーター潜在候補者93名の障害種別の人数を教えてください。知的障害、発達障害の方（知的障害の有る人、無い人）はいらっしゃいま

すか。」

こちらについて、先に事務局から回答させていただきます。

実は、93人というのはあくまで推定値で、埼玉県内の事業所を実際に調べたわけではありません。国の委託研究事業で全国のピアサポーターにアンケート調査をしたものがあり、そこから推計値で出したものです。具体的に障害種別の人数は出していないのです。ちなみに元となる全国調査のデータでは精神障害の方が多かったようです。

次の質問です。「他県の具体的な事例を教えてください。」

これは、他の都道府県でやっている所はほとんどなく、唯一鳥取県さんがやられているという事例を聞いています。

次の質問。「加算対象になっていますが、取組みを誰がどのようにチェックするのか、評価の基準を教えてください。」

実際に行われたピアサポート支援の評価についてだと思います。現時点ではまだそこまで評価することにはなっておらず、ピアサポート研修をきちんと受講し、その能力をつけたピアサポーターさんを配置した場合加算がつきますというものです。おそらくこれからの課題になっていくのかなと思います。

最後です。「厚労省の資料に載っている、『相手の気持ちを考えて話す』『相手が話しやすいようにする』というのは、発達障害の特性からとても難しいと思います。その資料にも発達障害の方の事例がないのですが、埼玉県ではどのようにお考えでしょうか。」

確かに厚労省の資料にはそのようなことが書いてあります。ピアサポート研修は身体障害、精神障害、知的障害すべてが含まれているので、そのあたり発達障害に特化した説明ではないと思われます。発達障害については、発達障害に適した支援方法がありますので、そうしたことも踏まえて支援をする方向になると思います。一概に相手の気持ちを考えて話す、相手が話しやすいようにする、と一律全部に適用されるわけではないと考えています。

【岩崎会長】

はい、ありがとうございます。これについて御意見、御質問等ありますでしょうか。

【宮野委員】

障難協の宮野と申します。実は私の団体、こういう会合に出るといつも頭がモヤモヤします。こちらは障害者総合支援法をベースにした会合ですよね。すると、障害者の枠組みの中にはもう難病が入っている、障害者総合支援法の中に書いてあります。例えば資料4の現状と課題の中の表を見ても、難病はまったく入っていません。どういう立ち位置なのかな、私はと思ってしまいます。

障難協という団体が埼玉県から受託し、難病相談支援センターをやっていて、私は難病当事者としてピア相談員をしています。しかしこちらの中のピアサポーターとしてはカウントされていないのではないか、という印象があります。やはりこういう会議に出ると、難病というのは狭間に入っていて、皆さんと同じ土台に立っていないと思いました。

これは一つの感想です。何かそうしたモヤモヤした部分がいつもあります。これは解決うんぬんではないので、これからそういうことを課題として何か会議に臨んでいきたいと思いました。

それからピアサポーターとして、私自身難病当事者として難病患者さんの相談を受けるとき、やはり非常に違うんです、体験を持っているということは。だからピアサポーターを養成して、どんどん広げていくことは、各種の障害にとって非常に大事なことだと思っています。

【岩崎会長】

埼玉県でどのような速度で、どこまで対象範囲を広げていかれるのかが、私もまだ把握していない、わからないのです。先ほど事務局からもありましたが、私が研究代表者ということで厚労省からの委託で実施した研究がこの施策のベースになっているのです。その際には、日本難病・疾病団体協議会から代表理事の森さん¹に研究のお1人として入っていただいたという経緯があります。高次脳機能障害の方や3障害以外の障害の方たちとも一緒に連携しながら、基礎研究を作らせていただきました。そういう意味で、ベースになる、そういったピアサポーターの研修については、どの障害領域の方に来てきていただいてもなんとか対応できるかなと、そういったものの参考にしてくださいということでWebにも上げています。

ただ知的障害の方については、すごく難しい部分もまだ残っていて、いろいろ検討していかなければいけないパターンがあると思います。あと、専門研修は、やはりそれぞれの障害特性がいろいろあるので、本来は専門研修をそれぞれの障害ごとに作られたほうがいいと、私たちの研究班としてはそういう意見を出しています。ただ障害領域ごとに進行速度が違ってきます。難病はピアサポーター研修をいろいろなさっているし、それも厚労省から研究班が立ち上がって、私も御一緒させていただいたり、発表会にも行かせていただいたり、共同で学ばせていただいたことがあります。

ではそれが都道府県におりてきたときに、全部の障害に対して専門研修をたくさん並べられるかというと、人材とお金と時間の問題があると思っています。どこかで折り合いをつけていかなければいけないと思っています。

¹ 令和2年当時の役職名

話が長くなり申し訳ありません。昨年、鳥取がなさって、今年度も何か所か都道府県でやられます。もともとやっていた精神の方たちを対象とし、とりあえず新たなピアサポート研修事業の枠組みをやってみるという所が多いです。その後いろいろな障害の方と一緒にやっていく形を整えたい、そのような所が多いのが現状です。

埼玉も今年度については精神障害を中心の、おそらくこれまでやったことをベースにと計画されていると思います。次年度以降、どのような形でいろいろな障害の方たちのピアサポート、研修事業を考えていかれるのか。もう少し詳しくまた説明できる部分がありましたら、私からもぜひお願いしたいと思います。

事務局のほうで、いかがでしょうか。

【事務局（障害者支援課）】

そうですね。確かに、これが厚労省からおりてきたときは、専門研修について障害種別ごとではなくまとめて一つになっています。おそらく厚生労働省からは、都道府県として初めにやりやすい形になっているのではないかと思います。いきなりそこまでハードルを上げてしまうと、やってくれる都道府県がないというおそれがあったのではないかと思います。

埼玉県としては、来年度からできる場合は、当然精神障害だけではなく他の障害も対象としてやりたいと思いますが、実際は募集しても、初年度は精神障害の方が中心となってしまおうと考えています。それを他の障害や難病へいかに広げていくかも、引き続き検討課題としてやっていかなければいけません。

ただ、そうした応募者が出てきた場合、研修の内容も本当は考えなければいけません。今のところカリキュラムが全部同じなので、それでいいのかともいうこともあります。そういう課題もあると認識はしています。

【岩崎会長】

ありがとうございます。

【丸木副会長】

よろしいでしょうか。

はっきり言えば、今できる疾患からやっていくということで、やらざるを得ないと思います。ピアサポートというのは、いろいろな疾患で行なわれています。例えば精神疾患ではSSTなどは、まさにピアサポートと近いことをやっています。我々は、片頭痛の患者さんのピアサポートとって片頭痛の体験を持った方が話すことや、ALS協会事務局がこちらにあるので、ALSの交流会などを介して皆さんに会っていただくなど、いろいろな形でピアサポートを

今やっています。すべてがこの事業に乗っかるのは無理なので、乗っかるものからやっていくということで、それで一歩進んだと考えるべきだと思います。

【岩崎会長】

貴重な御意見ありがとうございます。がんの患者さんの方たちのピアサポート、あるいはいろいろな疾患の御家族、精神障害の方の御家族なども、昔から実は結構やられていますよね。今、突然ピアサポートというものが立ち現れたというわけではないかと思います。

ただ一番新しいのは、福祉サービスの中で、職員としてそういった方たちを雇用して活躍してもらうことだと思っているところです。

【丸木副会長】

もう一ついいでしょうか。これは埼玉県全体でいいんですよね。例えば政令指定都市や中核都市はまた別という話ではないですよね。

【岩崎会長】

さいたま市は別ですよ、政令市は。

【事務局（障害者支援課）】

国の要綱では、政令指定都市は埼玉県とは別に実施します。

【丸木副会長】

中核市は？

【事務局（障害者支援課）】

中核市分は埼玉県が実施します。

【丸木副会長】

いつもすごく困るんです、私はさいたま市で仕事をしているので。その辺は必ず足並みをそろえるということでやっていただかないと、困るなあという感じがします。県とさいたま市がぜひ仲良くやってください。

【事務局（障害者支援課）】

わかりました。

【岩崎会長】

はい、ありがとうございます。ほかにはいかがですか。はい、どうぞ。

【児玉委員】

先に大丈夫でしょうか。

【岩崎会長】

はい、児玉さん、小金淵さんということで。

【児玉委員】

すみません、ありがとうございます。3点お伝えしたいです。

まず1点めについて。精神のピアサポーターの養成講座等々、上尾でも展開しています。でも今回障害者のピアサポート研修を考えるにあたって、内容はそれほどすぐには追いつかないかもしれませんが、できるだけ配慮はしたいと思いました。視覚障害、聴覚障害という障害によっては、何か工夫をすることで受講しやすいことがあるのだと、今回ピアサポート事業に携わって感じたところからです。そこは最大限配慮したり、あるいはお金のことを考えたりと、今後していけたらいいなと思いました。

2点めについて。体制加算の件です。対象サービスが限られていると思うので、次回の改正に向かって、ちゃんと実施状況、課題を整理して伝えていきたいと思っています。精神でいえば、もしかしたら生活介護が精神の方たちにとってはピアサポートの範囲に入ってもいいのではないかなど、いろいろな角度でもう一度見直しができるかと思います。

3点めについて。民間団体が実施してきた講座も経過措置として認めますと言ってくださっています。やってきた団体が手を挙げていくのか、そこがどうしたら認められていくのかなどよくわからないので、それを示してくださるとうれしいです。

【岩崎会長】

ありがとうございます。

前の2点の御意見、御質問は今後に向けてすごく重要なことだと思います。その合理的配慮をするための予算獲得をぜひということ。それと県が認める加算については、県が認める・認めないという部分かと思います。そのあたり、事務局からお答えいただかないといけないと思います。いかがでしょうか。

【事務局（障害者支援課）】

そうですね。配慮の予算については、当然要求しています。認められるようがんばりたいと思います。

加算の話について。これは民間団体の研修という意味でしょうか。民間団体

の研修は経過措置が終わっても、引き続き認められるようにということでしょうか。

【児玉委員】

いいえ。経過措置として認められる研修というのは、今まで「私たちがこうやってきた」と県へお伝えしていけば認めてくれるということでしょうか。それとも受講した本人が申込みをするということでしょうか。

【事務局（障害者支援課）】

ピアサポーターとして配置しますという加算の届出をするときに、その修了証など、受講したということと一緒に添付資料として付ける形になります。

【児玉委員】

上尾でピアサポーター養成研修をやってきたので、その養成研修の修了証をそこへ添付してみて、それが加算に値するかどうかを県が判断すると理解してもよろしいでしょうか。

【事務局（障害者支援課）】

そうですね、はい。

【児玉委員】

わかりました。

【岩崎会長】

でもその際に、どういう内容の研修をどのぐらいの時間数を受けたかというプログラム内容の添付も必要ということですよ。

【事務局（障害者支援課）】

障害者福祉推進課が実施している地域移行のための、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム推進事業のピアサポーター養成研修ですよ。

【児玉委員】

わかりました。そこに地域移行の事業を使っていると考えれば、それは県の事業だと考えればいいということですよ。

【事務局（障害者福祉推進課）】

障害者福祉推進課から委託させていただいている部分ではあるので、県の事

業の一つとして考えていただければと考えています。もちろん上尾ですっきりとやっていたいてきたものでもあるので。

【児玉委員】

わかりました、ありがとうございます。

【岩崎会長】

では、はい、どうぞ。

【小金淵氏（梅田委員代理）】

ピアサポート研修事業、相談支援専門員協会を受託させていただいています。ワーキングチームでは岩崎先生はじめ有識者の方19名御協力いただきました。協議会委員の中からもご発言がありました児玉さん、育成会から高野さんも御協力いただいていると聞いております。この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。今年度、パイロット的に埼玉県でも実施できたということは、県の御協力も大きくあると、私も聞いて理解しております、ありがとうございます。

今日の話でも、皆様からの期待、実施することの有意義な、様々な点があると聞きました。協会としても、この研修は地域共生社会を構築するのに大変重要だと考えておりますので、県にはぜひ次年度以降も継続できるよう、地域生活支援事業としての予算化をお願いしたいと考えています。意見として出させていただきます。

【岩崎会長】

ありがとうございます。この件、事務局では、特にありませんか。

【事務局（障害者支援課）】

そうですね。もちろん地域生活支援事業の中に入っていますので、はい。

【岩崎会長】

はい、よろしくをお願いします。ではほかに御意見、御質問等いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

残り30分になりましたが、あと確か議題が2つ。次「(5) 医療的ケア児支援センターについて」について。事務局より説明お願いいたします。

【事務局（障害者支援課）】

議事（５）について事務局から説明。

【岩崎会長】

ありがとうございました。法律制定にともなって、新たな支援センターを設置するという含め、具体的には検討の会議体の設置も含め、今後県が検討されていかれるという御説明だったと思います。その内容について、御意見、御質問等いかがでしょうか。

【丸木副会長】

よろしいでしょうか。結構大きな問題となると思います。私は神経内科医です。そういう医療的ケア児が15歳を過ぎると、小児科から神経内科に移ってくるという移行期の医療の問題があります。今、これを見ると、18歳以上でもここで対応しなければいけないという形で、相当大きな任務を背負わされているなと思いました。

現状にしたら、県立の小児医療センターに置いて、そこでいろいろなワーキンググループを作ってやるということでは、今のところ、これだけ大きなものとなればできないのではないかと考えます。

【事務局（障害者支援課）】

ありがとうございます。

【岩崎会長】

ほかにはいかがでしょうか。御意見、御質問等ございましたら。はい、どうぞ

【大野委員】

今の説明の中で、支援センターの役割が相談、助言だと思います。現実をみると、うちの保育園でも今、看護師が2名いて、2歳の子どもでストマをつけていたり、対応をしています。

この支援センターができたとき、現場までをどう結び付けていくのか。相談・助言だけで解決できていくのか、もう少し細かくみていかないといけないと思います。

【岩崎会長】

ありがとうございます。事務局よりそれに関しては何かありますか。

【事務局（障害者支援課）】

まさに大野委員がおっしゃったように、センターといった場合、県で一つとした場合、県全域の方の相談がこういった形で受け止められるのか、また相談を聞いて関係機関を紹介するだけではなく、ある程度具体的に地域の関係機関をつないでいくという役割を担っていく部分で含めた場合、県1か所だけだと厳しいと考えています。

その点もあり、先ほど申し上げたとおり、市町村がこれまで整備してきた市町村のコーディネーターなど活用しながら、どうしてもやらざるを得ないのかなと考えています。

また先ほども触れましたが、県のこれまでの療育事業も専門的な相談支援をやっていく中で、今、各地域17法人に委託して行っています。全ての事業所ではないですが、その中にはすでにコーディネート的な医療的ケアの相談を受け止め、NICUに入っているときから会議等に参加、地域の保健センターさんが家庭訪問するときに一緒に声掛けをして家庭訪問に同行する、保育園に入るにあたっての支援会議などにも同席し、伴走しながら関わっている取組み、事例もあります。そことどう連携しながらセンターをやっていくかも考えています。

【岩崎会長】

ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。おそらくいろいろなことがあるかと思います。また次の経過を御報告いただきながら、さらなる御意見をいただくということで、よろしいでしょうか。

【事務局（障害者支援課）】

はい。ぜひ、検討状況についてはポイントで御報告させていただき、意見をいただければと思います。今後もまたよろしく願います。

【岩崎会長】

ありがとうございます。では最後「(6) 重度障害者多数雇用事業所について」。事務局よりよろしく願います。

【事務局（障害者支援課）】

議事(6)について事務局から説明。

【岩崎会長】

はい、説明ありがとうございました。皆さんから、御質問、御意見等ございませんか。

では6番目の議事については、皆さん御了解いただいたということで。事務局の皆さん、御説明いろいろありがとうございました。

【事務局（障害者支援課）】

ありがとうございました。

【岩崎会長】

では今日準備いただいた議事はこれですべて終了しました。

その他ということで、何か皆さんからお伝えしたいことはありますか。

【大山委員】

公募委員の大山です。よろしくお願ひします。

2つほどあります。一つは会議の進め方ですが、事前にこの資料をたくさんいただいていますので、事務局の説明は少なくてもいいと思います。やはりメインはこの参加団体の話し合いというか、そこに重点を置いてもらったほうがよろしいのではないかと。ここまできて、終了間際で非常に発言しにくいということもあります。それが一つ要望です。

もう一つ。この協議会の目的との関わりでもあります。障害者の自立を支援していくということで、できるだけ多くの障害者の方に自立していただく、そのために支援をしていくということですが、自立している障害者というのは、先ほど身体障害者20万、知的が5万、精神が6万とありましたけれども、このうち自立している人は何%なのでしょう。そのような量的な把握はされていますか。それを踏まえて、我々の、協議会の支援が本当に役に立っているのかも評価できると思います。

その2点について、コメントがありましたらお願いします。

【岩崎会長】

とりあえず事務局にお尋ねするということで、よろしいでしょうか。

【事務局（障害者支援課）】

はい。事務局の説明は少なめにと伺いましたので、次回の協議会では説明を簡潔にしたいと思います。よろしくお願ひします。

次の自立している障害者の数について。「自立」という考え方が非常に難しいのです。何をもち「自立」と定義をするか。人によっても評価は全然違いますので、障害者のうち何人が自立しているかを出すのは、非常に困難だと思います。

例えば経済的自立をもち自立とするのか、社会的自立をもち自立とする

のか、日常生活自立をもって自立とするかということがあります。いろいろな考え方の中で、障害福祉サービスを使って、ヘルパーさんにきてもらって指示して料理をすることができれば、それが自立だという考え方もあります。この障害者の中で何人自立をしているかを出すのは、難しいと思っています。

【岩崎会長】

大山さんのほうで、何かありますか。

【大山委員】

量的な把握は難しいという状況ですね。わかりました。

【岩崎会長】

ではどうぞ、宮野さん。

【宮野委員】

障難協（埼玉県障害難病団体協議会）の宮野です。少し関係ないのですが、実際対面で会議があれば、みんなで名刺交換をして互いの連絡先を交換できます。ところがオンラインではそれができません。今後そういう他の委員との連絡先はどのようにいただけるものでしょうか。

【岩崎会長】

それについては、いかがいたしましょうか。

【事務局（障害者支援課）】

よろしければ、協議会終了後、各委員にメールを差し上げますので、お互い連絡先を交換したい方は、返信に書き込んでいただき、希望者全員に回すという形にしていだきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【岩崎会長】

はい、改めてご確認いただいて、教えていいですよという方に関して、情報をいただけるとありがたいですね。ではよろしくお願いします。

【宮野委員】

よろしく申し上げます。

【事務局（障害者支援課）】

わかりました。

【岩崎会長】

あと、何かございますか。
古澤委員、どうぞ。

【古澤委員】

埼玉障害者協議会から参加している古澤です。私は県の自立支援協議会の参加は初めてで、目的や検討内容は今日初めていろいろお聞きしました。各部会での人材育成の問題、ピア、虐待などあります。この部会も2年間の任務となります。その2年間で何が課題となるのかを、部会の中で精査すると思います。その課題を明確にしてほしいと思っています。

例えば人材育成確保の問題でいうと、人材確保が今すごく難しい、なかなかいない状況の中でどう確保すればいいかは、事業所の中でも大きな課題になっていると思います。今、ある課題は何か、それに対してこの部会は何をしていくかを、これからの部会の会議の中で明確にして報告していただくとありがたいと思います。

【岩崎会長】

はい、ありがとうございます。部会で検討が始まれば、その検討状況などもこちらの会議体にも情報をいただけると、先ほどおっしゃってくださいました。目的とそれに照らした成果を2年間で少し明らかにしていただくことを念頭に、ご活動をお願いするということですのでよろしいでしょうか。

【事務局（障害者支援課）】

はい、わかりました。

【岩崎会長】

はい、ありがとうございます。ではほかに何かありますでしょうか。

【事務局（障害者支援課）】

ピアサポート研修のところで、亀岡委員から「皆様がどのように思われますか」との問いかけがありましたが、その後、委員の皆様から意見が出なかったもので、事務局として回答します。

目的に「克服、リカバリー体験」という言葉がありますが、「克服」はふさわしくないということでした。そのとおりだと思いますので、この文言は直していきたいと思います。

【岩崎会長】

ありがとうございます。障害というのは幅広いですからね、言葉の使い方はすごく難しいと思います。

では第1回協議会は以上ということで、事務局へいったんお戻しします。ありがとうございました。